

公 示 第 3 号  
 最終改正 公 示 第 1 号  
 令和 4 年 6 月 20 日

衣浦港における船舶と陸地との間の交通場所並びに  
 貨物の積卸場所の指定について

関税法第 24 条第 1 項の規定による衣浦港における本邦と外国との間を往来する船舶と  
 陸地との間の交通場所並びに貨物の積卸場所を下記のとおり指定したので、同法施行令第  
 22 条第 1 項の規定により公告する。

平成 13 年 7 月 1 日

豊橋税関支署長 室 田 厚 次

記

1. 本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通場所

外国往来船	交通経由場所
(1) 武豊北埠頭 1 号から 3 号までの岸壁 にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用 フェンス等の開門ゲート
(2) 西 2 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用 フェンス等の開門ゲート
(3) 西 3 号から 6 号までの岸壁にけい留 する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用 フェンス等の開門ゲート
(4) 亀崎 1 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用 フェンス等の開門ゲート
(5) 亀崎 2 号及び 3 号岸壁にけい留する 船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用 フェンス等の開門ゲート
(6) 高浜 2 号岸壁にけい留する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用 フェンス等の開門ゲート
(7) 東 2 号から 4 号までの岸壁にけい留 する船舶	左欄に掲げる岸壁に設置された保安用 フェンス等の開門ゲート
(8) J F E スチール 7 号地岸壁及び 9 号 地桟橋にけい留する船舶	J F E スチール株式会社知多製造所正 門警備室前通路、同製造所北門警備詰 所及び同製造所南門警備詰所前通路
(9) 中日本グレーンセンタードルフィン 桟橋にけい留する船舶	中日本グレーンセンター株式会社衣浦 事業所機械棟玄関前通路

(10) 日鉄ステンレス株式会社衣浦製造所桟橋にけい留する船舶	日鉄ステンレス株式会社衣浦製造所正門守衛所ゲート前通路
(11) 衣浦埠頭株式会社専用桟橋にけい留する船舶	衣浦埠頭株式会社前連絡橋前通路
(12) 出光興産株式会社碧南LPG基地主桟橋にけい留する船舶	出光興産株式会社碧南LPG基地正門ゲート前通路
(13) 株式会社JERA碧南火力揚炭桟橋南及び北にけい留する船舶	株式会社JERA碧南火力発電所貯炭場保安室前通路
(14) 株式会社JERA碧南副資材岸壁AからFまでにけい留する船舶	株式会社JERA碧南火力発電所副資材岸壁保安用フェンスの開門ゲート
(15) TTG揚炭桟橋及びTTG石炭灰払出桟橋にけい留する船舶	左欄に掲げる各桟橋に設置された保安用フェンスの開門ゲート
(16) 上記各欄に掲げる船舶及び上記各欄に掲げる船舶以外の船舶	衣浦港湾合同庁舎前面西1号物揚場道路側取付護岸基部を起点として物揚場沿いに南西へ60メートルの場所

## 2. 貨物の積卸場所

場所の名称	所在地	備 考
(1) 中央埠頭 西3号及び5号岸壁	半田市11号地	
(2) 衣浦港湾合同庁舎前面西1号物揚場道路側取付護岸基部を起点として物揚場沿いに南西へ60メートルの場所	半田市11号地	船用品、携帯品及び別託送品に限る。
(3) JFEスチール7号地岸壁及び9号地桟橋	知多郡武豊町7号地地先、9号地地先	
(4) 衣浦埠頭専用桟橋	碧南市玉津浦町地先	
(5) 中日本グレーンセンタードルフィン桟橋	碧南市玉津浦町1番地先	
(6) 日鉄ステンレス株式会社衣浦製造所桟橋	碧南市浜町1番地	
(7) 出光興産株式会社碧南LPG基地主桟橋	碧南市2号地地先	
(8) 株式会社JERA碧南火力揚炭南及び北各桟橋並びに株式会社JERA碧南副資材AからFまでの各岸壁	碧南市港南町二丁目2番、10番	

(9) 武豊北埠頭 1号から3号までの岸壁	知多郡武豊町字5号地	
(10) 中央埠頭 西2号、西4号及び西6号岸壁	半田市11号地	
(11) 亀崎埠頭 亀崎1号から亀崎3号までの岸壁	半田市潮干町	
(12) 高浜埠頭 高浜2号岸壁	高浜市碧海町	
(13) 中央埠頭 東1号から東4号までの岸壁	碧南市港本町1番、港本町	
(14) T T G 揚炭桟橋及びT T G 石炭灰払出桟橋	知多郡武豊町字竜宮2番1地先、2番4地先	

附 則（令和4年公示第1号）

この公告は、令和4年7月1日から適用する。